

# 令和6年度 弘前市農作業省力化・効率化対策事業（通常タイプ） 公募要領

## 1 目的

この要領は、農業者が行う農作業の省力化・効率化のための事業を促進し、もって当市の基幹産業である農業の競争力向上や体質強化を図るための弘前市農作業省力化・効率化対策事業費補助金（通常タイプ）の公募にあたり、必要な事項を定めるものとする。

なお、本事業は、令和6年3月市議会定例会における予算案の成立をもって実施する。

## 2 公募期間

令和6年3月14日（木）から4月12日（金）まで

## 3 事業対象者

(1) 応募資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ① 市内に住所を有する農業者
- ② 市内に本店を有する農地所有適格法人
- ③ 市内に住所を有する農業者、市内に本店を有する農地所有適格法人で組織する団体（以下「農業者団体」という。）

(2) 以下の①～③のいずれかに該当する者は応募対象外とする。

- ① 過去7年間（平成29年度から令和5年度まで）に実施された以下のアからケまでのいずれかの事業において、4の（1）で導入を希望する機械と同種の機械で補助を受けていた者

なお、名称変更前の過去の事業を含むものとする。

- ア 弘前市農作業省力化・効率化対策事業
- イ 農地利用効率化等支援交付金
- ウ 弘前市担い手確保・経営強化支援事業
- エ 弘前市新規就農者経営発展支援事業
- オ 産地生産基盤パワーアップ事業
- カ 青森県環境変化に対応した水田農業基盤強化事業
- キ 弘前市野菜・花き産地育成事業
- ク 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- ケ 集落営農活性化プロジェクト促進事業

- ② 令和4年度及び令和5年度において納付すべき、個人市・県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料及び法人市民税（以下、「市民税等」という。）を滞納（農業者団体においては構成員のうち1者以上が滞納）しており、事業の交付申請までに当該滞納市民税等の完納が見込めない者

- ③ 応募時点で別表ポイント配分表に記載する獲得ポイントが0の者

(3) 応募後に（2）に該当することが確認された場合、当該応募は無効とする。

#### 4 事業内容

##### (1) 農業機械導入

農業経営に要する機械で、税込み10万円以上かつ耐用年数が4年以上（中古の機械にあつては、2年以上）のものの購入に要する経費の一部を支援する。

ただし、以下の機械については、支援対象外とする。

① スピードスプレー

② パソコン、運搬用トラック、ショベルローダー、バックホー、ホイールローダー（アタッチメント含む）、除排雪に要する機械等の農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性の高いもの

③ 水田（土地利用型作物（水稻、麦、豆類、子実用とうもろこし）で利用するスマート農業機械（自動操舵システム、自動飛行ドローン、直進アシスト機能付き田植え機、水管理システム）

##### (2) 農業用ハウス整備

販売目的の農作物の栽培を行うための農業用ハウス（雨よけハウスを除く。）の整備に要する材料費、工事費、送料及び諸経費等の経費の一部を支援する。

ただし、既に所有している農業用ハウスに係る修繕費や解体費等の経費及び自主施工に係る材料費以外の経費は支援対象外とする。

##### (3) 集出荷環境整備

荷捌き場や作業道の整備に係るほ場のコンクリート舗装又はアスファルト舗装（施工規模等により、農地の用途を変更する必要がある場合は、当該変更のために必要な関係法令に基づく確認又は手続を経ているものであること。また、施工予定箇所の上部にすでに構造物がある又は同時に設置する場合及び、砂利舗装による整備は補助対象外とする）に要する経費の一部を支援する。

※自主施工に係る材料費以外の経費は支援対象外とする。

※敷板等の設置によるほ場の荷捌き場や作業道の整備を行う場合は、敷板等が容易に浮遊等しないよう固定する場合に限り、補助対象とする。

#### 5 優遇措置

以下の（1）、（2）のいずれかに該当する者には補助率及び補助上限額について6の（2）に規定する優遇措置を適用するとともに、優先枠を設定し、その範囲内において先行して採択を行う。

(1) 認定新規就農者（応募時点で、青年等就農計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和6年度中であること、又は青年等就農計画の認定申請中であること。）

(2) 令和5年度中に「園地継承円滑化システム」で公開された樹園地を10a以上取得又は借受し、かつ50a以上（従前からの自作地も含む。）樹園地の集約を行っている農業者

ただし、貸借の場合は、農地中間管理事業を活用の上、10年以上の貸借期間で借受した場合に限る。

#### 6 補助率・補助上限額

(1) 通常

① 農業機械導入

補助率：購入経費（税抜金額）の3分の1以内（上限額：500千円）

② 農業用ハウス整備

補助率：整備費（税抜金額）の3分の1以内（上限額：500千円）

③ 集出荷環境整備

補助率：施工費（税抜金額）の3分の1以内（上限額：230千円）

(2) 優遇措置対象者

① 農業機械導入

補助率：購入経費（税抜金額）の2分の1以内（上限額：1,000千円）

② 農業用ハウス整備

補助率：整備費（税抜金額）の2分の1以内（上限額：1,000千円）

③ 集出荷環境整備

補助率：施工費（税抜金額）の2分の1以内（上限額：400千円）

7 予算配分

4の(1)から(3)までの各事業における予算配分額及び、5における優先枠の配分額については別に定める。

8 応募方法

(1) 提出書類

① 応募用紙（様式第1号）

② 参考見積書（1者分、原則弘前市内の業者とする。）

③ 獲得ポイント確認書類（別表に記載の書類）

④ 【農業機械導入のみ】導入する機械のカタログ

⑤ 【農業用ハウス整備または集出荷環境整備】実施場所が分かる位置図

⑥ 【法人又は農業者団体】定款又は規約

⑦ 【農業者団体のみ】構成員名簿

(2) 提出先

弘前市農林部農政課（市役所前川本館3階）

(3) 提出方法

上記提出先へ持参により提出。

(4) 受付時間

公募期間における平日（祝日を除く。）の8時30分から17時まで

## 8 採択候補者の選定

- (1) 農業機械導入、農業用ハウス整備、集出荷環境整備の各事業において、応募額の合計額が予算額を上回る場合は、採択候補者はポイント制により選定を行うことを基本とし、その選定方法については別に定める。
- (2) 選定の結果は、決定後速やかに全ての応募者に書面で通知するものとする。

## 9 その他

農業用ハウス整備にあつては、整備する農業用ハウスについて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入すること。

(別 表) ポイント配分表

No.	項目	ポイント	配点基準	必要書類
1	認定新規就農者	2	応募時点で、青年等就農計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和6年度中であること、又は青年等就農計画の認定申請中であること	なし（市で確認）
2	認定農業者等	2	①応募時点で、農業経営改善計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和6年度中であること、又は農業経営改善計画の認定申請中であること。 ②青年等就農計画の有効期間が令和5年度中であり、かつ、令和6年度中に農業経営改善計画の認定申請予定ということが確認できること	①なし（市で確認） ②確約書
3	収入保険加入者 ※No.4との重複不可	2	令和6年産の農作物に係る収入保険に加入していること	なし（市で確認）
4	青色申告者	1	応募時点で、令和6年分（法人の場合は、応募日の属する事業年度）からの青色申告承認申請書を提出していること、又は令和5年分（法人の場合は、直近の事業年度）の確定申告書（青色）を提出していること	青色申告承認申請書、又は確定申告書（青色）控え （電子申請の場合は受信通知を添付）
5	果樹共済加入者	1	応募時点で、令和6年産の農作物に係る果樹共済に加入していること	果樹共済加入申込書兼変更届出書控え等
6	園芸施設共済加入者	1	応募時点で、園芸施設共済に加入していること	園芸施設共済証券等
7	購入する機械の共同利用 ※農業機械導入のみ ポイントに加点	2	任意組織において、導入する機械を複数人で共同利用すること	共同利用することを確認できる任意組織の規約等及び住所が記載された構成員名簿
8	家族経営協定締結者	2	応募時点で、農業委員会が立会いの下、家族経営協定を締結していること、又は締結予定ということが確認できること	家族経営協定書 （締結前であるときは、締結予定の協定書及び確約書）
9	健診（検診）の受診者	2	令和5年度中に健診（検診）を受診していること、又は令和6年度末までに受診予定ということが確認できること	健診（検診）受診の領収書又は結果通知書等 （受診予定の場合は予約票等）
10	農業経営の複合化	2	令和5年産の農作物を複数品目生産し、かつこれらを販売していること （例：水稲＋大豆、りんご＋水稲、りんご＋桃、等）	確定申告に係る収支内訳書、決算書（複数の作物に係る収入が確認できる場合のみ加点）

11	農業者年金等加入者	2	応募時点で、農業者年金、国民年金基金、個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））のいずれかに加入していること、又は加入の届出書を提出していること	農業者年金：なし（市で確認） 農業者年金以外：加入者証等
12	狩猟免許取得者	1	応募時点で、有効期間内の狩猟免許を取得していること、かつ、弘前市鳥獣被害対策実施隊に加入していること	なし（市で確認）
13	コンフューザーRの導入者	1	令和6年産のりんご防除においてコンフューザーR（交信かく乱剤）を使用すること	領収書又は発注書の写し等

※項目7以外は、支援内容に関わらず、経営全体でポイントを計算する。

※申請者が農業者団体にあつては、各項目において構成員のうち過半が配点基準を満たす場合に加点する。

## 令和6年度弘前市農作業省力化・効率化対策事業（通常タイプ）応募用紙

令和 年 月 日

1 応募者 氏名： \_\_\_\_\_

住所：弘前市大字 \_\_\_\_\_

2 平成29年度から令和5年度の間実施された、本事業（緊急対策を含む）及び国・県・市の補助事業における、同種の農業機械の導入実績

※公募要領3の（2）の①に該当する事業の活用実績。

 無（有の場合、本事業に応募することはできません。）

3 調査事項への同意

応募内容の審査のため、下記①、②の事項について、各関係機関へ確認することに同意します。

① 市において確認することとしているポイント項目の達成状況

② 平成29年度から令和5年度の間実施された、本事業（緊急対策を含む）及び国・県・市の補助事業の活用状況

③ 令和4・5年度の個人市・県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料及び法人市民税の納付状況

※該当する項目へチェック（）してください。 上記市民税等について、滞納はありません。 上記市民税等について、全部又は一部滞納がありますが、事業の交付申請までに完納予定です。

氏名 \_\_\_\_\_

※本人が手書きしない場合又は法人の場合は押印も必要です。

4 区分 ※①、②に該当する方はチェック（）してください。それ以外の方は記載不要です。 ① 認定新規就農者 ② 一定の要件\*を満たして樹園地を継承した受け手

※令和5年度中に「園地継承円滑化システム」で公開された樹園地を10a以上取得又は借受し、かつ50a以上（従前からの自作地も含む）樹園地の集約を行っていること。ただし、貸借の場合は農地中間管理事業を活用のうえ、10年以上の貸借期間で借受した場合に限る。

5 事業の名称及び金額 ※(1)～(3)の応募する事業の欄にチェック（）してください。※補助率は、「4 区分」で①、②に該当する方は「1/2」、それ以外の方は「1/3」にチェック（）してください。

(1) 農業機械導入 補助率

事業費(税抜) \_\_\_\_\_ 円 × (  1/2 ・  1/3 ) = \_\_\_\_\_ 円、補助額 \_\_\_\_\_ 千円

機械名・性能 ( \_\_\_\_\_ )

(2) 農業用ハウス整備 補助率

事業費(税抜) \_\_\_\_\_ 円 × (  1/2 ・  1/3 ) = \_\_\_\_\_ 円、補助額 \_\_\_\_\_ 千円

設置面積 ( \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> ) 構造・規格 ( \_\_\_\_\_ )

(3) 集出荷環境整備 補助率

事業費(税抜) \_\_\_\_\_ 円 × (  1/2 ・  1/3 ) = \_\_\_\_\_ 円、補助額 \_\_\_\_\_ 千円

荷捌き場（実施面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、既存面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>）

作業道（幅員 \_\_\_\_\_ m、延長 \_\_\_\_\_ m、実施面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、既存面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>）

補助額

千円

6 添付書類

(1) 必須書類

 ① 参考見積書（1者分、原則市内業者） ② 【農業機械導入のみ】 導入機械のカタログ（仕様、性能の分かるもの） ③ 【農業用ハウス整備又は集出荷環境整備】 実施場所の分かる位置図 ④ 【法人又は農業者団体】 定款又は規約 ※農業者団体の場合は構成員名簿も添付。

(2) 獲得ポイント関係書類

裏面「ポイント配分表」の該当する項目にチェック（）のうえ、必要書類を添付してください。

【裏面に続く】

# 〇ポイント配分表

↑※該当する項目にチェック(☑)のうえ、記載されている必要書類を添付してください。

☑	No.	項目	ポイント	配点基準	必要書類
<input type="checkbox"/>	1	認定新規就農者	2	応募時点で、青年等就農計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和6年度中であること、又は青年等就農計画の認定申請中であること	なし（市で確認）
<input type="checkbox"/>	2	認定農業者等	2	①応募時点で、農業経営改善計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和6年度中であること、又は農業経営改善計画の認定申請中であること ②青年等就農計画の有効期間が令和5年度中であり、かつ、令和6年度中に農業経営改善計画の認定申請予定ということが確認できること	①なし（市で確認） ②確約書
<input type="checkbox"/>	3	収入保険加入者 ※No.4 との重複不可	2	令和6年産の農作物に係る収入保険に加入していること	なし（市で確認）
<input type="checkbox"/>	4	青色申告者	1	応募時点で、令和6年分（法人の場合は、応募日の属する事業年度）からの青色申告承認申請書を提出していること、又は令和5年分（法人の場合は、直近の事業年度）の確定申告書（青色）を提出していること	青色申告承認申請書、又は確定申告書（青色）控え（電子申請の場合は受信通知を添付）
<input type="checkbox"/>	5	果樹共済加入者	1	応募時点で、令和6年産の農作物に係る果樹共済に加入していること	令和6年産果樹共済加入申込書兼変更届出書控え等
<input type="checkbox"/>	6	園芸施設共済加入者	1	応募時点で、園芸施設共済に加入していること	園芸施設共済証券等
<input type="checkbox"/>	7	購入する機械の共同利用 ※農業機械導入のみ ポイントに加点	2	任意組織において、導入する機械を複数人で共同利用すること	共同利用することを確認できる任意組織の規約等及び住所を記載した構成員名簿
<input type="checkbox"/>	8	家族経営協定締結者	2	応募時点で、農業委員会が立会いの下、家族経営協定を締結していること、又は締結予定ということが確認できること	家族経営協定書（締結前である場合は、締結予定の協定書及び確約書）
<input type="checkbox"/>	9	健診（検診）の受診者	2	令和5年度中に健診（検診）を受診していること、又は令和6年度未までに受診予定ということが確認できること	健診（検診）受診の領収書又は結果通知書等（受診予定の場合は予約票等）
<input type="checkbox"/>	10	農業経営の複合化	2	令和5年産の農産物を複数品目生産し、かつこれらを販売していること（例：水稲+大豆、りんご+水稲、りんご+桃 等）	確定申告に係る農業収支内訳書、決算書等（複数の作物に係る収入が確認できる場合のみ加点）
<input type="checkbox"/>	11	農業者年金等加入者	2	応募時点で、農業者年金、国民年金基金、個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））のいずれかに加入していること、又は加入の届出書を提出していること	農業者年金：なし（市で確認） 農業者年金以外：加入者証等
<input type="checkbox"/>	12	狩猟免許取得者	1	応募時点で、有効期間内の狩猟免許を取得していること、かつ、弘前市鳥獣被害対策実施隊に加入していること	なし（市で確認）
<input type="checkbox"/>	13	コンフューザーRの導入者	1	令和6年産のりんご防除においてコンフューザーR（交信かく乱剤）を使用すること	領収書又は発注書の写し等

（注1）項目7以外は、支援内容にかかわらず、経営全体でポイント計算します。

（注2）申請者が農業者団体の場合、各項目において構成員のうち過半が配点基準を満たす場合に加点します。

ポイント合計

ポイント

※チェック(☑)した項目に係るポイントの合計を記載してください。